

信州長和町 学者村別荘地オーナーの会 会則

1) 会の名前

この会の名称は「信州長和町 学者村別荘地オーナーの会」とします。

2) 会の目的と性格

1. 学者村別荘地の資産価値を維持し、より魅力的な別荘地を目指すため、所有者、管理者、行政当局に対し様々な情報を提供するとともに、管理者及び行政に対しては建設的な提言をします。
2. 上記 1. の活動により、継承世代も学者村での別荘ライフ・永住ライフを持続的に楽しめるようにすることを目的とします。また、オーナー間の情報交換や親睦の場として各種行事を企画開催します。
3. 本会は任意団体です。

3) 会員

1. 学者村に所有地、借地を持つすべての人とその家族、別荘地の管理者、地権者が会員となる資格を持ちます。
2. 上記 1. の資格を持ち、本会の趣旨に賛同し、事務局に入会の意思表示をした個人及び団体を「会員」とします。
3. 入会や退会は各人の自由意志によります。事務局へ何らかの意思表示をすることでいつでも入退会できます。
4. 会員は本会に対して何の義務も負いません。
5. 会員は本会より情報提供を受け、また意見等を述べる権利を持ちます。

4) 会費と活動費用

1. 会費はありません。
2. 活動費用は、会の趣旨に賛同した個人及び団体からの寄附を基本とします。
3. 活動や行事の種類によっては、参加費もしくは材料費等を参加者から集めることができます。
4. 参加費等の金額は、個別の行事ごとに適切と思われる金額を事務局が提案し、定例会が承認して決めます。

5) 会の役職と所在地

1. 本会には会長 1 名、事務局員複数名を置きます。
2. 会長は対外的に本会を代表します。事務局員は会長を補佐し、時には代行し、主として会の実務を分担します。
3. 会長と事務局員の任期は 1 年としますが、再任も可能です。
4. 会長と事務局員は会員の互選によって選びます。
5. 会の所在地は会長または事務局員の住所とします。
6. 役職等は年度始めの定例会または総会で決めます。

6) 定例会と総会

1. 本会の意思決定は「定例会」及び「総会」での話し合いによります。
2. 定例会は年 3 回以上開催し、その招集は会長または会員有志が発議し、事務局が呼びかけを行います。
3. 総会は特に重要な議案が生じた場合に会長または会員有志が発議し、事務局が呼びかけて開催します。
4. 事務局は定例会と総会の議事録を作成します。議事録は主な内容の箇条書きメモ程度でも可とします。
5. 定例会と総会には、会員以外の方も出席して発言できます。
6. 議決権は会員だけが持ちます。

7) 会計

1. 本会には事務局員の中に会計係 1 名を置き、年に最低 1 回の会計報告を行います。
2. 会計係は会の現金及び預金口座を管理します。
3. 会や行事の運営についての必要な経費は、実費精算を基本とします。
4. 実費精算が馴染まない経費に関しては、定例会で金額を定めて支出します。
5. 会長と事務局（員）の活動費用については、定例会において年間予算を定め、原則としてその範囲内で適宜清算します。

8) 運営の基本

1. 本会の行事、会合などはすべて会員の自由意志に基づく参加によって行なわれるべきものとします。
2. すべての役職は無報酬とします。
3. 本会に関連するすべての問題、懸案は会員の話し合いによって民主的、紳士的に決することを基本とし、定例会がその任に当たります。

9) 付則

1. この会則は 2019 年 4 月 1 日より有効となります。